

# 特集

## 地域における公益的取組を考える

### 社会福祉法人が取り組む地域貢献とふくおかライフレスキュー事業の現状

#### 社会福祉法の改正と

#### 地域における公益的取組

平成28年3月31日に公布された改正社会福祉法により、社会福祉法人は「公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する」ことが求められるようになりました。

これに伴い、平成28年4月1日から「地域における公益的取組を実施する責務」が新たに設けられ、社会福祉法人は、既存制度や他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが責務化されました。

これは、株式会社やNPO法人等の様々な事業主体が福祉サービスを提供しながらも非課税である社会福祉法人には、その高い公益性と専門性を活かし、制度外のニーズに対してこれまで以上に積極的に取り組むことを求めたものです。

これまでも、各社会福祉法人では先駆的に様々な地域課題に取り組んできました。しかし、地域課題は時代や地域の実情に応じて複雑化・多様化してきており、高度な専門性を持つ社会福祉法人には「地域共生」

の担い手となる中心的役割が、これまで以上に求められています。

一方で、平成29年度の現況報告書から、地域における公益的取組の内容を記載する欄が設けられましたが、「限られた人員の中で何をどのように取り組めばいいのかわからない」との声も聞かれます。

#### ふくおかライフレスキュー事業概要

このような状況の中、福岡県では平成26年度から、福岡県社会福祉法人経営者協議会を中心に複数法人の連携による地域貢献活動について検討を進め、平成28年度に生計困難者等に対する相談支援事業である「ふくおかライフレスキュー事業」を糸島市、糟屋郡でモデル的に実施しました。

この実績を踏まえて、平成29年4月1日から12の社会福祉施設種別協議会等が提唱団体（うち県経営協、県社協が主管団体）として運営委員会を構成し、公的制度の狭間を埋めるきめ細やかなセーフティネットの構築に向けて、オール社会福祉法人による「ふくおかライフレスキュー事業」について、県内で順次取組を開始しています。

本事業では、参加する各法人の施設等に担当者を配置し、社会福祉協議会や施設種別の枠を超えて、専門性を有する施設・社協の機能が連携することで、様々な支援を生計困難者等に提供し、自立に繋げることを目指しています。



左：ふくおかライフレスキュー事業のロゴマーク  
中央：ステッカー／右：ポスター  
各参加事業所に掲示しています。

さらに、各法人の高い専門性に加え、相談援助技術を修得するために3日間の養成研修修了者をサポーターとして認定しており、これまでに270名のサポーターを養成しました。

制度や行政による対応だけでは解決の糸口を見つげづらい、複合的かつ急迫した事案へ対応するには、即応性・専門性のあるサポーター体制の構築が必要です。本事業では、サポーター等が自ら訪問し、状況の把握を積極的に行うアウトリーチ活動により、誰かが一歩踏み出さなければ発見することのできない課題を見つけ、参加法人が連携して解決につなげるとともに、関係機関や団体と協働し、伴走型の支援を行うこととしています。

本事業は総合相談事業ですが、緊急を要する場合は、食材や光熱水費等の現物給付も行っています。

また、より良い支援に向けて情報共有やケース検討を行うため、各地域で社会福祉法人のネットワーク（地区連絡会）を組織しています。社会福祉法人が地域に信頼され、必要とされるためには、地域課題に柔軟かつ積極的に取り組むことが重要です。地区連絡会を活かし、本事業だけに留まらず、地域ごとの様々な課題の共有・解決に取り組む柔軟な支援を目指しています。

事業種別の参加状況

事業種別	参加数
乳児	3
児童	6
母子	3
障害	93
老人	106
婦人保護	1
児童救済	12
保育協	36
社会	
合計	260

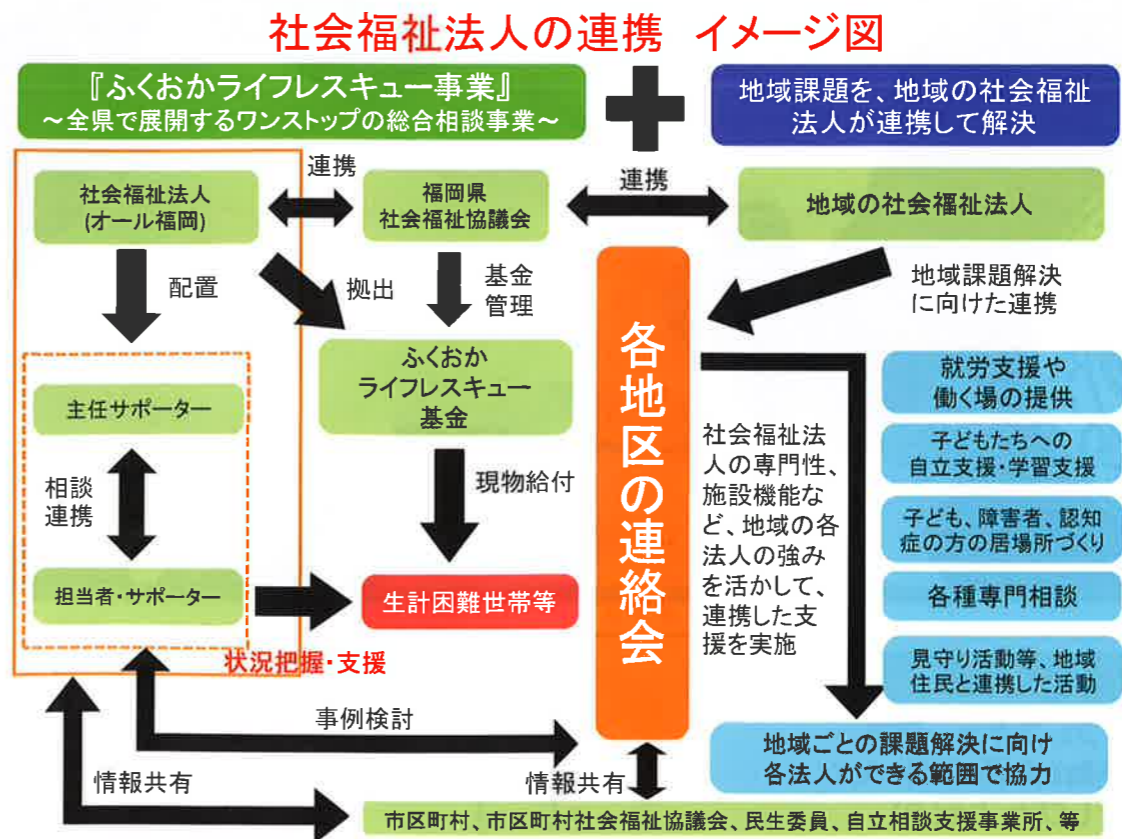
#### 現在の参加状況など

運営委員会の会員事業所を中心に参加を呼び掛けており、164法人260事業所が本事業に参加しています。また、36市区町で社会福祉法人の連絡会が組織され、うち25市区町が本事業に取り組んでおり、これまでに65件の支援が行われています。（平成29年12月末現在）まだ県内の全市区町村で事業開始できていない状況です。

ふくおかライフレスキュー事業は、複数法人が各地区で連携することで、各法人の状況に応じて「地域の公益的取組」に無理なく取り組むことができます。各地区でのネットワークの構築により、県内全域での事業展開を目指し、法人の参加を呼び掛けています。

#### 田川市社会福祉法人連絡会

田川市では、田川市社会福祉法人連絡会が平成29年9月に発足し、毎月連絡会を開催しています。現在、本事業に参加している3法



参加者全員で支援事例の検討を行う連絡会の様子

人（障害者支援施設2施設、社会福祉協議会）が正会員として、未参加の3法人（高齢者支援施設、障害者支援施設、保育所）と行政（子育て支援課、生活支援課、地域包括支援センター）が準会員として連絡会に参加しています。

これまでに、本事業を活用して2件の支援を行っており、支援事例の報告・検討等もこの連絡会で行っています。

連絡会会長を務める田川市社会福祉協議会の家高 正憲 事務局長に、連絡会の話を伺ったところ、「地域課題を解決するために社会福祉